

新生活を始める人をサポートします

問 政策企画課企画統計係 内線 315

各制度の詳しい内容は、問合せ先までお気軽にお尋ねください。

分野	サポート内容	対象者	制度名
結婚	お見合いシステム（長崎県婚活サポートセンター運営）の登録料（2年間で1万円）に対し、上限1/2を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の20歳以上の独身者 ・登録期間が1年未満の初回登録者のみ 	お見合いシステム登録促進補助金
結婚・住まい	対象費用：結婚に伴う住居費、リフォーム費用および引越費用 ①夫婦ともに29歳以下：上限60万円 ②①以外の世帯：上限30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内住宅に居住 ・婚姻日の夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下 ・夫婦の合計所得が500万円未満 	結婚新生活支援補助金
住まい	①45歳未満：最大30万円分 ②45歳以上65歳未満：最大15万円分 ※5年間に分けて地域振興券を交付	転入と同時に民間賃貸住宅に入居した者	新生活奨励金
	A型：市内建築業者による新築 ①単身：60万円 ②単身以外：100万円 B型：中古住宅の取得 ①単身：20万円 ②単身以外：30万円 ※②の場合：子育て世帯加算あり	新規転入（転入前に3年以上市外に居住）で転入から5年以内に住宅を取得した者	定住奨励金（新規転入者） ※建て替えは対象外
	A型：市内建築業者による新築 ①単身：30万円 ②単身以外：50万円 B型：中古住宅の取得 ①単身：10万円 ②単身以外：15万円 ※②の場合：子育て世帯加算あり	市内在住で本市に住宅を取得した者	定住奨励金（市内在住者） ※建て替えは対象外
	【フラット35】の借入金利の一定期間引き下げ ※住宅金融支援機構のホームページもご参照ください。	定住奨励金を活用される新規転入者または子育て世帯	【フラット35】地域連携型 （令和4年12月運用開始）
	15万円分の地域振興券 ※要件を満たした日から1年経過後に交付	<ul style="list-style-type: none"> ・45歳未満の者 ・新規学卒者またはUターン者 ・学校卒業または転入から1年以内の就職 	ふるさと就職奨励金
5万円分の地域振興券 ※ふるさと就職奨励金に加算 ※要件を満たした日から1年経過後に交付	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降のUターン者または新規学卒者 ・平成30年度以降の松浦高校卒業生（まつナビに取り組んだ者） 	まつナビ奨励金 ※ふるさと就職奨励金の該当者	
引っ越し	引越費用額（千円未満切り捨て）相当の地域振興券（上限5万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降に、中学生以下の子どもと帯同して転入した者 ・引越業者または運送業者を利用 	子育て世帯引越し奨励金

市民文化祭（舞台発表）
出演者募集

行政相談所

問 生涯学習課社会教育係
☎ 内線 340

☎ 内線 340

問 総務課行政係 ☎ 内線 321
福島支所 ☎ 内線 35

【開催日】

11月19日（日）

【場所】

市文化会館 ゆめホール

【内容】

日本舞踊・詩舞・箏曲・民謡・詩吟・ダンス・コーラスなど

【出演資格】

市内に在住または市内に勤務する人

【出演時間】

1団体15～20分以内

（入退場含む）

※申込団体数により変化

【申込期限】

9月15日（金）

※5団体未満の場合は開催を中止します。

【提出先】

教育委員会生涯学習課、福島・鷹島分室または各市立公民館

※申込書および開催要項は提出先に設置しています。

●松浦会場

8月10日（木）

【日時】

午前10時～午後4時

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。

次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●福島会場

8月10日（木）

午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館会議室

【行政相談委員（敬称略）】

森 三佐子

☎ 0956・75・0491

木坂 毅文

☎ 0956・72・0319

●福島会場

8月10日（木）

午前10時～午後2時

【場所】 福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】

徳田 芳朗

☎ 0955・47・2422

☎ 0955・47・2422

松浦市子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度

現物給付の対象を「小・中学生」「ひとり親家庭等」まで拡大します

問 子育て・こども課子育て支援係 ☎ 内線 146

10月1日診療分から、医療費助成制度の現物給付の対象を、小・中学生およびひとり親家庭等まで拡大します。

ただし、乳幼児とは対応可能な医療機関等が異なりますのでご注意ください。

※現物給付とは、対応している医療機関等で、健康保険証と受給者証を提示し、窓口での自己負担を軽減する制度です。

10月診療分から	市内	左記以外の県内	県外
乳幼児	現物給付		償還払い
小・中学生	現物給付	償還払い	
高校生	償還払い		
ひとり親家庭等	現物給付	償還払い	

※償還払いとなっている地域でも、一部の医療機関等で現物給付が利用できる場合があります。詳しくは右のQRコードから市のホームページでご確認ください。（随時更新）



対象者の受給者証を切り替えるため、9月中旬以降に新しい受給者証を送付する予定です。（手続きは必要ありません。）